

## 14. 法務研究科

Ⅱ 分析項目Ⅴ 進路・就職の状況 . . . 14- 2

## 分析項目V 進路・就職の状況

## (1) 観点ごとの分析

**観点 卒業(修了)後の進路の状況**

(観点に係る状況)

法務研究科の修了生は、法曹実務家を目指し、修了後に行われる新「司法試験」を受験する。

平成20年3月に修了した第1期生27名のうち23名が司法試験に出願したが、実際に受験したのは17名であった。受験した17名のうち9名が短答式試験に合格し、論文式試験の合格者は2名であった。短答式試験の合格率は52.9%、論文式試験の合格者は11.7%であった。

翌平成21年3月に修了した第2期生29名のうち、その年の司法試験の出願者は、第1期生も含め48名であった。そのうち受験したのは36名であり、短答式試験の合格者は15名、さらに論文式試験の合格者は4名であった。合格率は、短答式試験が41.7%、論文式試験が11.1%であった。

表V-1 司法試験の合格者・合格率

	修了者	出願者	受験者	短答式合格者	論文式合格者
<b>平成20年司法試験</b>	27	23	17	9	2
合格率* 静岡大学				52.9%	11.7%
全国平均				74.3%	33.0%
<b>平成21年司法試験</b>	29 (第2期生)	48	36	15**	4
合格率* 静岡大学				41.7%	11.1%
全国平均				68.4%	27.6%

\*合格率 受験者/合格者数

\*\*第1期生10、第2期生5

第1期生の2名は、司法修習を終えた後、静岡県内の法律事務所に弁護士として就職している。また、平成21年の司法試験合格者4名は、司法修習に入っている。

修了生のなかには、民間企業へ就職した者のほか、司法書士事務所で働いている者、中途退学者の2名が裁判所職員として裁判所に就職するなど、法律関係の職種に就いている。

**観点 関係者からの評価**

(観点に係る状況)

司法試験を合格後、1年間の司法修習を終えた後に弁護士等実務に就くことになる。したがって、法科大学院での教育の成果が直接に試されるのは司法修習においてである。司法修習中である修了生へのアンケート調査では、本法科大学院での教育が高く評価されている。法学の基礎が身についたこと、展開・先端科目に配置された授業科目の学修が司法修習において役だったこと、総合演習での判例研究やロイヤリング・エクスターンシップにより事実に着眼する視点が身についたなどの指摘がある。

第2期生には改訂前のカリキュラムであったため、民事執行・民事保全、会計、要件事実教育などが不十分との指摘もあるが、これは平成20年4月から適用を開始した新カリキュラムでは改善がされている。

司法修習を修了し、弁護士として受け入れた法律事務所側からは、法的知識、法的問題の分析力、対応能力など即戦力としての基本的な資質は備わっていると評価されている。また、司法修習が1年間に短縮されたこともあり、事実の立証や書面の作成など実務的な能力については、必ずしも十分ではないが、今後経験と研鑽により、更なる向上が期待さ

れている。

## (2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準)

期待される水準にある。

(判断理由)

本法務研究科は、設立当初より、地域と連携し、地域から学び、地域に貢献することを目指し、多様な資質・経験を有する人材を積極的に受け入れ、地域特性のある案件にも対応し得る法務の力量を備えた地域社会を担う法曹実務家を養成することを目的としている。この観点からは、第1期生の2名が静岡県内の法律事務所に弁護士として勤務し、地域社会における弁護士としてその活躍が囑望されており、地域社会の期待に応えている。

本法科大学院での教育に関しては、司法試験の合格者や受け入れ先の法律事務所などの関係者からは積極的な評価を受けている。